

公益財団法人木曾三川水源地域対策基金 情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人木曾三川水源地域対策基金（以下「基金」という。）が、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、基金の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 基金は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 第7条に規定する情報公開の対象資料を閲覧ないし謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 基金は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、資料を事務所に備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

(公 告)

第5条 基金は、法令並びに定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。

2 前項の公告については、定款第60条の方法によるものとする。

(公 表)

第6条 基金は、法令の規定に従い、理事、幹事及び評議員の報酬等の支給の基準について、公表する。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の公表については、「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」を次条に定める事務所に備え置きの方法によるものとする。

(資料の事務所備え置き)

第7条 基金は、法令の規程に従い、資料の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないし謄写させるものとする。

(事務所備え置きの資料)

第8条 前条の事務所備え置きの対象とする資料は別表1に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。

2 別表1中、「保存期間」として備え置き期間を表示しているものについては当該備え置き期間分の資料を、備え置き期間を表示していないものについては当該最新の資料を公開する

(閲覧場所及び閲覧日時)

第9条 基金は、備え置きの対象とする資料の閲覧場所は、主たる事務所とする。

2 閲覧の日は、基金の休日以外の日とし、閲覧時間は、午前9時から午後5時まで（休憩時間の正午から午後1時までを除く）とする。ただし、基金は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

（閲覧等に関する事務）

第10条 閲覧希望者から別表1に掲げる資料の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 様式1に定める閲覧（謄写）申請書に必要な事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 閲覧（謄写）申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要な事項を記載し、閲覧に供する。

（インターネットによる情報公開）

第11条 基金は、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は理事長が定める。

（その他）

第12条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経てこれを定める。

（改 廃）

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人木曾三川水源地域対策基金の設立の登記の日（平成26年1月7日）から施行する。